

特定非営利活動法人 さとのくらし design 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 さとのくらし design という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市北区大沢町日西原837番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、荒廃していく里地里山を農業生産や森林整備を行い、多様な生物が暮らす環境に整え、人も含めた地域資源が循環する豊かな場所にしていくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 環境の保全を図る活動
 - (2) 子どもの健全育成を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
 - (5) 前各項に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、援助活動
- (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 生産者と生活者のコミュニティづくりに関する事業
- (2) 里地里山の環境保全と再生に関する事業
- (3) 里地里山をフィールドに子供の健全育成を図る事業
- (4) 地域資源が循環する持続可能なまちづくりに関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人等
 - (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して、この法人を支援する個人等
- (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の行う活動に積極的に参加すること。
- (2) この法人の行う活動の意思決定に積極的に参加すること。
2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 正当な理由なく会費を2年以上延滞したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 1人以上

(3) 理事(理事長及び副理事長を含む。) 3人以上10人以内

(4) 監事 1人以上

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行に状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、第1項で定めている任期の末日後最初の総会が終結するまでは、その任期を伸長することができる。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数が3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身に故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員解任をしようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 年度当初の事業計画及び活動予算の決定

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名及び名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成にかかる職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事業計画及び活動予算の追加・変更に関する事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における決議事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が

別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項に収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更生)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を得て、既定予算の追加又は更生をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄官庁変更を伴うものに限る)

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る)

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人の解散（合併又は破産による解散を除く。）したときには残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解約の時点における総会において決議された者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場、及び官報に掲示して行う。ただし、貸借対照表については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金、年会費及び賛助会員は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 2,000円（正会員）

(2) 年会費 3,000円（正会員）

(3) 賛助会員 2,000円（賛助会員）

(4) 年次前半正会員入会者は、入会金及び年会費上記金額を、後半正会員入会者は、賛助会員扱いとし賛助会費を納入、次年度正式入会し上記の金員を納入する。ただし賛助会員は次期を問わず賛助会費を毎年納入する。

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成18年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年3月31日までとする。

附則

この定款は平成30年4月22日から施行する。

この定款は平成30年8月7日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員名簿

役職名	氏名
理事長	佐藤 政美
副理事長	鈴木 敏
副理事長	池野谷将之
理事	臼井 太衛
理事	八木 満
監事	澤口 静帆

2024年度事業計画書

特定非営利活動法人 林 林 林

1、基本方針

主たる事務所を神戸市北区に変更し、藤枝市で行っていた森林整備事業だけでなく農業や地域のコミュニティづくりなど農村集落全般の課題解決を進めていく必要がある為、その活動基盤づくりを進めていく。

2、特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期	実施場所	受益対象者	収益見込 (千円)
里山(人工林、雑木林)育成事業	森林整備事業(地区内の雑木竹林の整備を実施)	2025年1月～	神戸市北区 日西原	田栗谷集落の住民	0千円

3、事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2025年4月
- ②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：理事長兼務(石田 篤) 事務局スタッフ：佐藤政美

2025年度事業計画書

特定非営利活動法人 さとのくらしdesign
(旧：特定非営利活動法人 林 林 林)

1、基本方針

新たな目的に準じて、里山の森林整備を進めるとともに市民の方々を対象にした植物観察会や米づくり体験といった交流の場を作ることで人も含めた循環の環境を整えていく。

2、特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施時期	実施場所	受益対象者	収益見込 (千円)
里地里山の環境保全と再生に関する事業	森林整備事業（地区内の雑木竹林の整備を実施）	2025年6月～	神戸市北区 日西原	田栗谷集落の住民	0千円
里地里山をフィールドに子供の健全育成を図る事業	里山植物観察会（地区内の山林田畑の植物を採取し講師による名称や食用可否などを子供たちが教えてもらう）	2025年9/12/3月	神戸市北区 日西原	神戸市内外の市民	120千円
生産者と生活者のコミュニティづくりに関する事業	自給米プロジェクト（耕作放棄予定地を借受け種まきから脱穀までの一連の作業を行う。）	2025年5月～	神戸市北区 日西原	神戸市内外の市民	150千円

3、事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ①通常総会 2026年4月
- ②理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：理事長兼務（石田 篤） 事務局スタッフ：佐藤政美

2024年度活動予算書
2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	16,000
賛助会員受取会費	6,000	
2. 受取寄付金		
受取寄付金		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	19,800,000	19,800,000
受取民間助成金		
4. 事業収益		0
5. その他収益		
受取利息		
雑収益		0
経常収益計		19,816,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当		
法定福利費		
人件費計	0	19,800,000
(2) その他経費		
講師謝金		
消耗品費		
印刷費		
通信費		
保険料		
会場費		
会議費		
作業委託費	19,800,000	
その他経費計	19,800,000	
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
給与手当		
法定福利費		
人件費計	0	
(2) その他経費		
消耗品費		
印刷費		
通信費		
旅費交通費		
光熱水費		
保険料		
会議費		
租税公課		
その他経費計	71,600	
管理費計	71,600	
経常費用計		19,871,600
当期正味財産増減額		△ 55,600
前期繰越正味財産額		174,093
次期繰越正味財産額		118,493

2025年度活動予算書
2025年4月1日から2026年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	25,000		予算5名 × 5,000円
賛助会員受取会費	15,000		予算5名 × 3,000円
		40,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金			
		0	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	800,000		森林整備事業
		800,000	
4. 事業収益			
自給米プロジェクト事業収益	150,000		15,000円 × 10組(10回)
里の植物観察会 事業収益	60,000		1,500円 × 10名 × 4回
里の生物観察会 事業収	30,000		1,500円 × 10名 × 2回
里の野鳥観察会 事業収益	30,000	270,000	1,500円 × 10名 × 2回
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
		0	
経常収益計			1,110,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
イベント人件費	288,000		8,000円 × 18回 × 2名
人件費計	288,000		
(2) その他経費			
講師謝金	64,000		8,000円 × 8回
消耗品費			
印刷費	10,000		
通信費			
保険料	10,000		
会場費			
会議費			
作業委託費	800,000		
その他経費計	884,000		
事業費計		1,172,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
給与手当			
法定福利費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
消耗品費			
印刷費			
通信費			
旅費交通費			
光熱水費			
保険料			
会議費			
租税公課	71,600		
その他経費計	71,600		
管理費計		71,600	
経常費用計			1,243,600
当期正味財産増減額			△ 133,600
前期繰越正味財産額			118,493
次期繰越正味財産額			△ 15,107